

令和3年8月31日

令和4年度の財政投融資計画要求書

(機関名 : 株式会社日本政策金融公庫 (国民一般向け業務))

1. 令和4年度の財政投融資計画要求額

(単位:億円、%)

区分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	38,000	90,500	△52,500	△58.0
(2)産業投資	121	13	108	830.8
うち 出 資	121	13	108	830.8
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	2,500	△2,500	皆減
うち 国内債	—	2,500	△2,500	皆減
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	38,121	93,013	△54,892	△59.0

(注) 新型コロナウイルス感染症対策に係る要求額については、現在検討中(事項要求)。

2. 財政投融資計画残高

(単位:億円、%)

区分	令和4年度末 残高(見込)	令和3年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	183,987	172,349	11,637	6.8
(2)産業投資	376	255	121	47.5
うち 出 資	376	255	121	47.5
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	5,150	5,750	△600	△10.4
うち 国内債	5,150	5,750	△600	△10.4
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	189,513	178,354	11,158	6.3

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位:億円)

区分	令和4年度 要求額	令和3年度 計画額	増減
事業計画の合計額	45,010	130,510	△85,500
(内訳) 普通貸付 (経営改善資金貸付除き)	38,000	119,310	△81,310
	3,700	5,900	△2,200
	1,500	3,480	△1,980
	9	19	△10
	1	1	—
	1,800	1,800	—

資金計画

(単位:億円)

区分	令和4年度 要求額	令和3年度 計画額	増減
事業計画実施に必要な資金の合計額	45,010	130,510	△85,500
(財源) 財政投融資	38,121	93,013	△54,892
	38,000	90,500	△52,500
	121	13	108
	—	2,500	△2,500
	6,889	37,497	△30,608
	238	235	3
自己資金等	2	4	△2
	1,700	1,700	—
	32,319	51,979	△19,660
	△28,663	△27,659	△1,003
	1,293	11,239	△9,946

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

(官民役割分担の状況)

「行政改革推進法」及び「日本政策金融公庫法」により、政策金融の機能は、「国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能」に限定され、平成20年10月に発足した株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）が、「国民一般の資金調達を支援するための金融の機能を担う」こととされた。

これは、当業務の主な対象層である小規模事業者は、信用力・担保力が弱く、情報の非対称性により、民間金融で十分に対応できない分野であると認められたことが背景にあり、当業務は「民間金融市场の補完」に該当する。

さらに、創業分野は民間の投資マーケットが十分に形成されにくいことから、当業務が行う創業時の資金調達の支援は「民間資金の誘発効果」に該当する。

(危機時における公的金融機能)

新型コロナウイルス感染症に係る貸付、東日本大震災、令和元年台風第19号等、令和2年7月豪雨等の大規模災害時における災害貸付や、大型倒産等の緊急時におけるセーフティネット貸付を着実に実行することで、復興支援機能やセーフティネット機能を発揮している。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

(官民のリスク分担の状況)

前1. のとおり、当業務の主な対象層である小規模事業者は、信用力・担保力が弱く、また、創業分野においては民間の投資マーケットが十分に形成されにくいことを踏まえると、当業務は、民間金融では対応しがたい分野を担っている。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

(重点化・効率化の状況)

前2. のとおり、官民の適切な役割分担の下、「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月）における財政投融資の対象として今後期待される財政投融資の対象分野のうち、次の4分野について重点化を図っている。

- ①産業競争力強化のための新事業や新たな技術開発
- ②ベンチャー企業や中堅・中小企業による事業の発展を目指した長期投資

- ③アジアを中心とした海外の成長の取込みに向けた企業の海外進出
- ④地域産業の成長・雇用の維持創出や新たな活力ある地域づくり

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるP D C Aサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和2年度計画については、計画策定時、小規模事業者の景況について足元持ち直しの動きに足踏みがみられること等を踏まえ、小規模事業者等の資金調達に支障を来すことのないよう、貸付規模を確保した。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、小規模事業者の資金繰り状況が急速に悪化し、想定を上回る膨大な数の融資申込が殺到した。

こうした資金ニーズに万全を期すため、累次の補正予算により、平時に比して大幅な増額となる貸付規模21兆3,420億円、財政投融資16兆970億円（うち財政融資資金15兆8,430億円）が確保された。

その後、民間金融機関においても実質無利子・無担保融資の取扱いが始まったこと、第2四半期以降から小規模事業者の資金需要は徐々に落ち着いたこと等により、令和2年度の貸付実績は9兆1,640億円となった。

この結果、財政投融資9兆4,459億円（うち財政融資資金9兆2,421億円）の運用残が生じた。

なお、こうしたセーフティネット機能の発揮については、政府の対策を踏まえて、令和3年度においても、引き続き、積極的に対応しているところ。

令和4年度の貸付規模については、小規模事業者等が必要とする資金需要に対応できるよう、4兆5,010億円を要求している。

令和4年度の財政投融資の規模については、自己資金の十分な精査の結果を踏まえて、3兆8,121億円を要求している。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る項目については、政策金融機関として求められる役割を適切に発揮する観点から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者等の資金需要に対応できるよう要求する（事項要求）。

（参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
運用残額	3,323億円	1,968億円	94,459億円
運用残率	(17.0%)	(9.3%)	(58.7%)

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画+前年度繰越）に対する運用残額の割合（%）。

産業投資について

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

創業や新事業、企業再生等の局面にある小規模事業者は、概してキャッシュフロー不足や自己資本の脆弱性等の理由により、民間金融機関からの資金調達が困難となっていることが多い。

このため、金融検査上自己資本と看做しうる資金を公庫から供給することにより、小規模事業者の財務体質を強化するとともに、当該資金を呼び水として民間金融機関からの資金調達を誘発するべく、「挑戦支援資本強化特例制度」が平成24年度に創設された。

(2) 必要とする金額の考え方

本制度は、ア. 長期にわたって元本の償還がない、イ. 倒産時において償還順位が他の全ての債権に劣後するという制度設計としているため、公庫は通常の融資制度に比べて高いリスクを負うこととなる一方、ウ. 決算毎の売上高減価償却前経常利益率(※)に応じて利率が変動する「成功払い型金利」等の制度設計となっており、本制度の貸付を実行するための原資については、財政投融資特別会計（投資勘定）による出資で手当てすることが必要であると考えている。

令和4年度は、本制度の貸付を実行するための貸付原資として、本制度の拡充要求等を踏まえて、121億円を要求している。

(3) 見込まれる収益

本制度では、利用先ごとの売上高減価償却前経常利益率(※)が低い場合は、利息収入が減少するが、逆に高い場合であれば、より多くの利息収入を期待できる金利設計となっている。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

本制度は、金融検査上自己資本と看做しうる資金を供給し、小規模事業者の財務体質を強化することにより、民間金融機関からの資金調達を円滑化することを目的としており、民間金融機関の呼び水効果が高い制度となっている。

2. リスク管理体制

本制度の貸付に当たっては、申込先が事業計画書を作成することを必須とし、当該計画書に基づき計画の実現可能性等について十分な審査を行うことにより、償還の見通しを十分に見極めている。

また、貸付契約時において財務諸表の真実性等に関する表明保証義務や通常融資以上の報告義務を課すなどの特約を締結することにより、貸付実行後の適切なモニタリングの継続を担保している。

さらに、貸付後に2期又は3期連続で売上高減価償却前経常利益(※)が赤字となった先に対し、公庫からの経営改善指導の受け入れ及び適切な経営改善計画書策定を義務付ける等の仕組みを設けることにより、適切な債権管理を行っている。

(※) 今般、税引後当期純利益額に基準の変更を要求。

財投機関債について

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）)

1. 令和4年度における財投機関債の発行内容

発行予定額：1,700億円

発行形態：公募型普通社債（SB型）

（参考）令和3年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等

発行予定額：1,700億円

発行形態：公募型普通社債（SB型）

2. 要求の考え方

令和4年度の貸付から生じるキャッシュフローを見込んだ結果、ALMの観点から、引き続き、資金調達年限の多様化を図ること等を踏まえて、財投機関債の発行を予定している。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）)

「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」等に盛り込まれた事項に関する要求内容

ア 創業支援

＜「成長戦略実行計画」における記載内容＞

- ・スタートアップのエコシステムを形成するため、（中略）、雇用を増やすスタートアップに対する金融面などの支援、（中略）など、包括的な支援策を立案する。

＜要求内容＞

- ・上記記載内容を踏まえ、雇用を増やす創業者に対する貸付利率の引下げを要求。

イ 地方創生支援

＜「成長戦略実行計画」における記載内容＞

- ・地域の中小企業、小規模事業者等は、地域の雇用のみならず、人口が特に減少している地域社会において地域を支える重要な機能を果たしている。これらの事業者の生産性向上を図りつつ、（中略）地方自治体と国が連携して、地域づくりの担い手の創出（中略）を強化していく。

＜要求内容＞

- ・上記記載内容を踏まえ、東京圏から過疎地域にUターン等して、創業する者に対する貸付利率の引下げを要求。

ウ 事業再構築支援

＜「成長戦略フォローアップ」における記載内容＞

- ・日本政策金融公庫等が（中略）事業再構築等に必要な資金繰りを支援する。

＜要求内容＞

- ・上記記載内容を踏まえ、事業転換等を図る者に対する貸付利率の引下げを要求。

エ 財務基盤強化支援

＜「経済財政運営と改革の基本方針2021」における記載内容＞

- ・事業者に対し、資本性資金を通じた財務基盤の強化を着実に実行する。

＜要求内容＞

- ・上記記載内容を踏まえ、挑戦支援資本強化特例制度にかかる貸付限度額の拡充及び貸付利率の見直し等を要求。

オ 教育支援

＜「経済財政運営と改革の基本方針2021」における記載内容＞

- ・子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、（中略）就学時等に格差を生じさせない。

＜要求内容＞

- ・上記記載内容を踏まえ、教育資金にかかる貸付期間の延長等を要求。

財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）)

[施策名：普通貸付]

1. 政策的必要性

独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金であって、一般の金融機関からその融通を受けることを困難とするものを供給し、もって国民経済の健全な発展等に資することを目的とする。

小規模事業者の経営は多種多様であり、資金ニーズも多種多様なものとなっているが、そのニーズに柔軟に対応し、小規模事業者の経営の安定化に資する貸付制度である。

令和4年度の貸付規模については、小規模事業者が必要とする資金需要に対応できるよう、4兆1,700億円を要求している。

2. 民業補完性

小規模事業者は、信用力・担保力が弱く、情報の非対称性により、一般の金融機関では対応しがたい対象層であることから、本貸付制度は、「民間金融市場の補完」に該当する。

さらに、創業分野は、民間の投資マーケットが十分に形成されにくいことから、当業務が行う創業時の資金調達の支援は「民間資金の誘発効果」に該当する。

3. 有効性

民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消する役割を果たした結果、利用実績は次のとおりとなっており、小規模事業者の経営の安定化等に役立っている。

＜過去5年間の貸付状況＞

平成28年度	263,441件	2兆1,806億円
平成29年度	255,270件	2兆1,003億円
平成30年度	243,230件	1兆9,082億円
令和元年度	241,824件	1兆8,929億円
令和2年度	835,309件	8兆8,094億円

＜貸付残高（令和3年3月31日現在）＞

1,429,865件 11兆4,466億円

4. その他

当業務では、融資にあたっては、財務内容に加え、経営者の能力、取引基盤や今後の事業の見通し等にも着目し、利用者の返済能力を見極めており、担保等により必要な保全策も図る等、償還確実性に配意した審査に努めている。

[施策名：生活衛生資金貸付]

1. 政策的必要性

一般の金融機関から融資を受けることが困難な生活衛生関係営業者に対して資金供給を行い、衛生水準の向上及び設備の近代化を促進することを目的とする。

生活衛生関係営業者は、小規模事業者の中でも零細な事業者が多いことから、生活衛生関係営業者の資金調達に支障を来たすことのないよう、令和4年度の貸付規模については、1,500億円を要求している。

2. 民業補完性

生活衛生関係営業者は、小規模事業者の中でもとりわけ信用力・担保力が弱く、情報の非対称性により、一般の金融機関では対応しがたい対象層であることから、本貸付制度は、「民間金融市场の補完」に該当する。

さらに、創業分野は、民間の投資マーケットが十分に形成されにくいことから、当業務が行う創業時の資金調達の支援は「民間資金の誘発効果」に該当する。

3. 有効性

民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消する役割を果たした結果、利用実績は次のとおりとなっており、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持・向上に役立っている。

＜過去5年間の貸付状況＞

平成28年度	13,783件	807億円
平成29年度	14,107件	822億円
平成30年度	14,410件	825億円
令和元年度	14,173件	840億円
令和2年度	28,581件	2,164億円

＜貸付残高（令和3年3月31日現在）＞

77,258件 4,281億円

4. その他

当業務では、融資にあたっては、財務内容に加え、経営者の能力、取引基盤や今後の事業の見通し等にも着目し、利用者の返済能力を見極めており、担保等により必要な保全策も図る等、償還確実性に配意した審査に努めている。

[施策名：恩給担保貸付]

1. 政策的必要性

「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」に定める恩給や共済年金等の受給者に対し、その恩給や共済年金等の受給権を担保として事業資金や消費資金を融通し、当該受給者の生活安定を図ることを目的としている。高齢化社会の進展に伴い、高齢者のライフスタイルは多様化しており、様々な資金ニーズが生じている。しかし、これらの高齢者については、年齢や収入状況等を理由に、一般の金融機関から融資を受けることが困難なケースが多くみられることから、こうした高齢者の資金需要に柔軟に対応し、生活安定を図るための貸付制度である。

令和4年度の貸付規模については、足元の利用状況等を踏まえ、9億円を要求している。

2. 民業補完性

法令により、当公庫（※）以外が恩給や共済年金等の受給権を担保とすることは禁じられており、一般の金融機関から融資を受けることが困難な恩給や共済年金等の受給者に対して、当公庫が融資を行うことにより当該受給者の生活安定に寄与していることから、本貸付制度は、「民間金融市场の補完」に該当する。

（※）沖縄県においては、沖縄振興開発金融公庫。

3. 有効性

民間金融を補完しながら、資金面からの制約を解消する役割を果たした結果、利用実績は次のとおりとなっており、恩給や共済年金等の受給者の金融手段として貢献している。

<過去5年間の貸付状況>

平成28年度	22,017件	78億円
平成29年度	19,786件	64億円
平成30年度	17,011件	67億円
令和元年度	1,649件	15億円
令和2年度	994件	8億円

<貸付残高（令和3年3月31日現在）>

14,177件 42億円

4. その他

当業務では、融資にあたっては、審査により利用者の必要額や無理のない貸付額を見極めるとともに恩給や共済年金等の受給権を担保として保全を講じており、償還確実性に懸念はない。

なお、恩給担保貸付のうち、軍人恩給及び援護年金等を除いて、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、令和4年3月末で新規の申込受付を終了する。

[施策名：記名国債担保貸付]

1. 政策的必要性

次に掲げる法律に基づき発行された国庫債券を受領した者のうち、事業資金を必要とする者であって一般の金融機関からその融通を受けることを困難とするものに對し、その国庫債券を担保として資金を融通し、もって国民経済の健全な発展等に資することを目的としている。

- (1) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）
- (2) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）
- (3) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）
- (4) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）
- (5) 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）

令和4年度の貸付規模については、戦没者の遺族等への資金供給に支障を来たすことのないよう配慮しつつ、足元の利用状況等を踏まえ、1億円を要求している。

2. 民業補完性

法令により、当公庫（※）以外の金融機関が記名国債を担保とすることは禁じられており、当公庫が戦没者の遺族等に安定的で低利の融資を行う必要があることから、本貸付制度は、「民間金融市场の補完」に該当する。

（※）沖縄県においては、沖縄振興開発金融公庫。

3. 有効性

民間金融を補完しながら、資金面からの制約を解消する役割を果たした結果、利用実績は次のとおりとなっており、戦没者の遺族等の行う事業の安定化に役立っている。

＜過去5年間の貸付状況＞

平成28年度	44件	11百万円
平成29年度	22件	7百万円
平成30年度	5件	3百万円
令和元年度	1件	1百万円
令和2年度	0件	0百万円

＜貸付残高（令和3年3月31日現在）＞

23件 13百万円

4. その他

当業務では、融資にあたっては、審査により利用者の必要額や無理のない貸付額を見極めるとともに国庫債券を担保として保全を講じており、償還確実性に懸念はない。

[施策名：教育資金貸付]

1. 政策的必要性

一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般の資金調達を支援するための金融の機能として、小口の教育資金を貸し付ける業務を行うことにより、家庭の経済的負担を軽減し、教育の機会均等の確保に寄与し、もって国民生活の向上に寄与することを目的としている。

また、当施策は、家庭の経済的負担の軽減及び教育の機会均等の確保に寄与しており、これにより、所得格差拡大の防止にも貢献している。さらに、子育て世代の経済的負担の軽減を通じて、少子化対策の一助となる政策性も有している。

令和4年度の貸付規模については、足元の利用状況等を踏まえ、1,800億円を要求している。

2. 民業補完性

一般的に、教育ローンは「資金ニーズが小口」であるなどの理由により、一般の金融機関にとって融資判断等に投入する費用と効果が見合わないという問題が構造的に存在している。このため、一般の金融機関の教育ローンへの取組姿勢には、ばらつきがあり、一般の金融機関だけでは教育資金のニーズに対して十分に対応することは困難であることから、本貸付制度は、「民間金融市場の補完」に該当する。

3. 有効性

民間金融を補完しながら、資金面からの制約を解消する役割を果たした結果、利用実績は次のとおりとなっており、教育費にかかる家庭の経済的負担の軽減等に大きく寄与している。

<過去5年間の貸付状況>

平成28年度	119,127件	1,714億円
平成29年度	120,294件	1,749億円
平成30年度	118,628件	1,710億円
令和元年度	116,911件	1,680億円
令和2年度	94,082件	1,374億円

<貸付残高（令和3年3月31日）>

942,734件 9,639億円

4. その他

当業務では、融資にあたっては、利用者の返済能力にかかる審査を十分に行うことにより、不良債権の発生抑制に努めており、併せて、必要な保全策も講じていることから、償還確実性に懸念はない。

2年度決算に対する評価

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）)

1. 決算についての総合的な評価

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者からの資金需要へ適切に対応した結果、資金運用収益1,143億円の計上等により、経常収益は1,358億円となった。一方、新型コロナウイルス感染症関連の融資等に係る貸倒引当金繰入額1,973億円の計上等により、経常費用は2,904億円となった。

これにより、経常損失は1,545億円、特別損益を含めた当期純損失は1,546億円となった。ただし、出資金を1兆7,741億円受け入れ、資産超過（純資産2兆5,172億円）となっていることから、財務の健全性に問題はない。

2. 決算の状況

（1）資産・負債・純資産の状況

予算・決算比較貸借対照表

（単位：億円）

	令和2年度		
	補正予算額（A）	決算額（B）	増△減（B-A）
[資産の部]			
現金預け金	308	12,258	11,950
貸出金	251,107	127,205	△123,902
その他の	△1,433	△1,678	△245
資産合計	249,981	137,785	△112,197
[負債及び純資産の部]			
借用金	199,378	105,132	△94,246
（うち財政融資資金借入金）	198,065	103,819	△94,246
社債	9,303	6,803	△2,500
その他の	864	677	△187
（負債合計）	209,545	112,612	△96,933
資本金	44,631	29,977	△14,654
資本剰余金	1,815	1,815	-
利益剰余金	△6,010	△6,620	△610
（純資産合計）	40,436	25,172	△15,264
負債・純資産合計	249,981	137,785	△112,197

- 資産の減少（△11兆2,197億円）
貸付実績が計画を下回ったこと等による貸出金残高の減少
(△12兆3,902億円) 等
- 負債の減少（△9兆6,933億円）
貸付実績が計画を下回ったこと等に伴う財政融資資金借入金の運用残による
借用金残高の減少（△9兆4,246億円）等

(2) 費用・収益の状況

予算・決算比較損益計算書

(単位：億円)

	令和2年度		
	補正予算額 (A)	決算額 (B)	増△減 (B-A)
経 常 収 益	2,972	1,358	△1,614
貸 出 金 利 息	2,693	1,143	△1,549
そ の 他	280	215	△64
経 常 費 用	3,924	2,904	△1,020
資 金 調 達 費 用	591	34	△556
営 業 経 費	958	781	△176
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,246	1,973	△273
貸 出 金 償 却	107	106	△1
そ の 他	22	10	△13
経 常 利 益	△952	△1,545	△594
特 別 利 益	-	0	0
特 別 損 失	-	2	2
当 期 純 利 益	△952	△1,546	△595

- 経常収益の減少（△1,614億円）
貸付実績が計画を下回ったこと等に伴う貸出金残高の減少等による貸出金利息の減少（△1,549億円）等
- 経常費用の減少（△1,020億円）
借用金利回りの低下等による資金調達費用の減少（△556億円）等